

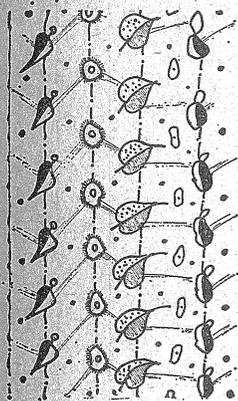
# 文部時報

第1100号

昭和44年3月

□特集・昭和44年度文教行政の展望□

|                         |       |          |
|-------------------------|-------|----------|
| 昭和44年度文教行政の展望           | 安嶋 彌  | 2        |
| 大臣官房の企画調査事務             | 西田龜久夫 | 10       |
| 初等中等教育の改善充実             | 岩田 俊一 | 15       |
| 高等教育の整備充実               | 清水 成之 | 20       |
| 学術研究の推進                 | 渋谷 敬三 | 26       |
| 社会教育の振興                 | 林部 一二 | 33       |
| 健康の増進と体力の向上             | 西村 勝巳 | 39       |
| 私学の振興                   | 高橋 恒三 | 45       |
| 文教施設整備計画                | 菅野 誠  | 50       |
| ユネスコの教育・科学<br>・文化計画への協力 | 菅沼 潔  | 55       |
| 芸術文化の振興                 | 小川 修三 | 59       |
| 文化財保護の推進                | 内山 正  | 64       |
| 教育・文化の国際交流の推進           | 宮本 繁雄 | 69       |
| 〔現場の教育問題〕               |       |          |
| 教育相談運営の問題点              | 寄稿    | 吉岡 信也 76 |
|                         | 解説    | 堀 久 78   |
| 昭和43年文教行政の回顧            | 編集部   | 80       |
| 文部省の会議・行事等から            |       | 86       |
| 文部省重要通達一覧               |       | 95       |



## 芸術文化の振興



小川修三

文化庁が発足したのは昭和四十三年六月であったので、昭和四十三年度予算は、その前身である文化局と文化財保護委員会の予算をそのまま受けついでにすぎなかった。文化庁としての本格的な予算は昭和四十四年度予算からと言ってよい。ところで、文化庁の発足に際して表明した重点施策のうち、文化部関係のものとしては、(一) 芸術文化の振興と普及として、芸術祭の刷新充実、芸術関係団体助成、新人芸術家の発見育成、(二) 地方芸術文化の振興として、地方芸術文化活動の推進、地方文化施設の整備、(三) 著作権制度の改正、(四) 国語施策の改善、(五) 国立美術館の整備、フィルムセンターの設置などの諸項目が挙げられていたが、予算要求に際しては、これらの諸項目について、きめ細かく内容を充実することに心掛けた。これまでも芸術文化の振興については比較的幅広く、種々な事業が計画されてきた。ただ幅広いわりに、一つ一つはじゅうぶんに深く手が施されていたとは言えなかった。そこで、昭和四十四年度予算要求に際しては、さらに幅を広げ、新規の拡大をはかるよりは、既存の事業の充実強化をはかることとしたのである。したがって、文化部の昭和四十四年度予算は目新しい、派手なものというものは少なく、画期的な増額も見込まれていない。昭和四十四年度の文化部予算は総額三億九、一〇一万円の前年度三億四、三五七万円に比し四、七四三万円の増で一三・九%の伸びとなっている。ただし、芸術祭に要する経費は前年度は明治百年記念大芸術祭開催のため臨時的に四、七六五万円が計上されていたが、平年度は一、一五九万円であるので、来年度予算査定額三、六九二万円は二、五三三万円の増と考えるべきであろうから、文化部の増は四、七四三万円と二、

五三三万円の計七、二七六万円の増と考えてよい。文化部の附属機関の合計は六億九、八八〇万円で前年度の七億二、五二四万円に比し二、六四四万円の減、三・六％の減であるが、これは、東京国立近代美術館の新館移転のための施設設備整備のための臨時経費の約四、七〇〇万円の当然減、国立西洋美術館の敷地購入費五、四四八万円の当然減を考えると各附属機関とも順調な伸びを示していると言えよう。

\* \* \*

予算要求をした諸事業はそれぞれ異なった性質と必要性を持っているので、その軽重は比較できないが、文化部として最も重点を置いたのは、地方芸術文化の振興である。

わが国における芸術文化活動は中央偏重のきらいがあり、中央と地方、また地方相互間においても、格差が著しい。この格差を是正し、地方住民があまり芸術文化を享受するともに、地方にそれぞれ特色のある文化が発展することを期待するという点からも、また全国的な文化基盤の上にも、わが国の芸術文化の真の発展が期待されるという点からも特に地方芸術文化の振興をはかる必要がある。この観点に立って、地方芸術文化活動推進の拠点とも言うべき公立文化会館の設置整備を進めているが、全国の人口一〇万以上の都市に少なくとも一館設置を目標に未設置の県市に対し、一館一、五〇〇万円の定額補助で五館分計七、五〇〇万円を予算計上するとともに、これらの文化会館を中心に地方自らが活発に自主的に芸術文化活動を展開するために、地方芸術文化活動費補助を前年の倍額二、〇〇〇万円計上した。これまでの地方格差是正策としては、中

央から各種芸術行事を地方に巡回派遣する、いわば与える形の施策であったが、各地方が自ら特色のある芸術文化を育成することを期待して、各都道府県が主催して実施する美術、音楽、演劇、舞踊、文芸の行事に対し、開催経費の三分の一以内を補助することとし、前年はじめて、そのための補助金一、〇〇〇万円を計上したが、来年度は倍額の一県一〇〇万円の二〇県分を計上した。

また、地方芸術文化振興のためには、中央、地方および地方相互間の連繫を密接にし、情報を交換し、芸術文化各分野別に研究協議し、協力しあうことが必要であるので、来年度からはじめて、全国八地区において、地方芸術文化振興会議を開催することになり、その予算二五二万円を計上した。各地区とも全体討議と部会討議を行ない、中央からの六人の講師、地方の助言者数名をまじえ、芸術文化団体関係者、各分野の芸術家、文化会館・美術館の関係者、新聞報道関係者、芸術文化行政担当者が一堂に会することになっている。このほか、地方巡回美術展一〇八万円、県展選抜展二八六万円、中央展選抜巡回展二八五万円、全国美術館利用作品目録作成六一万円などが前年とほぼ同額で計上されている。

また後にも触れるが、芸術祭においても地方巡回公演を充実強化し、芸術関係団体補助においても地方芸術振興の分野について増額をはかり、青少年への芸術普及においても、特に地方在住の青少年がより多く芸術鑑賞の機会を持てるようにとの配慮のもとに青少年芸術劇場の地方開催回数を増をはかるなど、地方芸術文化の振興につながる諸施策の充実をはかった。

芸術家の開発育成がある。次の時代を担う青少年の情操を涵養し、その健全育成をはかる上からも、わが国芸術文化の将来の発展のための幅広い理解者層を形成する上からも青少年に対する芸術普及が必要である。また芸術家に対する施策のうちでも特に将来の発展を考え、新人芸術家の開発育成に力をそそぐ必要がある。

青少年芸術普及については、青少年が自ら芸術活動をたのしむ方法と青少年にすぐれた音楽や演劇を鑑賞する機会を与える方法の二面が考えられる。前者については、演劇や合唱の地区別講習会の開催経費をほぼ前年同額（一三八万円）計上したが、後者については、青少年芸術劇場の開催経費を前年より五〇〇万円増額して三、一五八万円計上した。青少年芸術劇場は、昭和四十二年度から実施され、各地で好評を博しているが、新劇、オペラ、音楽、能、狂言、交響楽について、名作、古典と言われる演目をわが国の一流の演者によって全国に巡回公演し、毎回、一流の講師による解説指導を併せて行なうことになっており、金額国費によって行ない、青少年を無料招待する。四十四年度は能・狂言を宮城、岩手、秋田、青森、北海道に、新劇を二班として一班は、埼玉、栃木、福島、茨城、千葉、もう一班は、東京、鳥取、島根、山口、広島に、交響楽を静岡、山梨、長野、新潟、山形、音楽を兵庫、和歌山、奈良、三重、岐阜、福井、富山、オペラを福岡、大分、宮崎、熊本、鹿児島、長崎の各都道府県に巡回公演することになっている。

新人芸術家の開発育成では、ほぼ前年と同額の計上に止まっているが、新人芸術家の創作意欲を喚起し、あるいはこれらの者に海外に研修に行く機会を与えるために各分野別に最もすぐれた業績を挙

げた芸術家を顕彰する芸術選奨文部大臣賞授賞経費を新人賞を含め三二七万円、新人中堅の優秀美術作品の買い上げ費一四二万円、芸術家を音楽、演劇、舞踊、美術の四分野から四名、一年間、海外に研修に派遣する経費一、一五七万円をそれぞれ計上した。

次に懸案事項として重点を置いたのは、芸術祭の刷新充実である。芸術祭は昭和二十一年以降毎年開催され、国の行なう一大芸術行事として、芸術文化の振興と普及に寄与してきた。しかし、今年で二十四回を迎える芸術祭は、その間迂余曲折の歴史を経て、すぐれた芸術を鑑賞する機会である国民への方向と芸術家が自己の芸術活動を発表し競い合う場としての芸術家への方向の二面を持ち、その性格が不明確になってきた。時あたかも昭和四十三年度は明治百年の記念すべき年にあたり、芸術祭もその記念大芸術祭として平年度予算一、一五九万円に対し、四、七六五万円を計上し、多彩な公演を展開したが、特に作家に創作委嘱して、新劇では「三姉妹」、オペラでは「袈裟と盛遠」、バレエでは「ミランダ」を創作初演し、いづれも高く評価された。そこで来年度からの芸術祭も明治百年記念芸術祭を契機に、これまでの芸術祭のあり方に検討を加え、思い切った刷新充実を図るべきであるという要望にも応えて、数次にわたった刷新充実の結果、刷新案を作成し、それに伴う予算を要求した。その結果、前年度に比しては減額ではあるが、平年度に比し二、五三三万円増の三、六九二万円を計上することが出来た。これによって来年度の芸術祭は中央主催公演の充実とともに、地方巡回公演も充実し、また既に高く評価されている芸術家には協賛公演と

いう形で参加を招請する新しい制度も設け、創作委嘱も前年同様に  
行ない、さらに芸術祭期間を主催公演期間と参加公演期間に分け、  
その性格を明確にするという方向も打ち出せることとなった。

次に重点とされるのは、芸術関係団体の助成である。

芸術文化の振興は、民間団体の活動に負うところが大きく、ま  
た、基本方針としても、国は直接的な事業はさけて、基本的な施策  
を考え、芸術のよき理解者、支持者の立場に立って民間団体の育成  
をはかるべきであるから従来から芸術関係団体の助成には努めてき  
た。来年度は前年度の一億三、五五〇万円に二、九四六万円の増額  
をはかり、計一億六、五〇〇万円を計上したが、増額の主なもの  
は、万博時に開催を予定されている日本国際映画祭の開催準備費  
二、〇〇〇万円、九州沖繩文化団体連合会の行なう九州沖繩芸術祭  
の開催経費七〇〇万円ではほぼ前年同額を計上した。この団体補  
助金により、創作活動の助成、地方芸術の振興、青少年への芸術普  
及、芸術文化資料の整備、芸術の国際交流の各分野の民間団体の事  
業が促進されることになる。

\*

\*

以上の重点施策のほか、文化庁として最も大きな課題は著作権制  
度の改正である。予算とは直接の関係はないが明治三十二年に制定  
された著作権法の全面改正を含む著作権制度の改正作業は社会教育  
局の時代に始まり、文化局を経て今日に持ち越されてきた年来の課  
題である。昭和三十七年以来審議会を設け審議を重ねてきたが、成案  
を得て昭和四十三年、第五十八回国会に政府提案される運びになっ  
た。ところが長年の苦勞が実を結ぶことになったとの関係者一同の

経費の充実を図るほか、明治百年記念宗教百年史の刊行、宗教法人  
法の運営、宗教法人の管理運営適正化研修、宗教法人審議会の経費  
を従来どおり計上し、総額は三九四万円である。

以上のほか文化庁においては、帝國ホテル旧館の一部復元補助金  
一、〇〇〇万円を計上した。これは東京日比谷にあった帝國ホテル  
の旧館の玄関、ロビー部分を愛知県犬山市の明治村に移転復元する  
ための経費の一部を補助するものである。

文化庁が所管する附属機関には、東京と京都の国立近代美術館、  
国立西洋美術館、国立国語研究所、日本芸術院がある。

東京国立近代美術館はブリヂストンタイヤ株式会社社長石橋正二  
郎氏の寄贈による新館が現在東京皇居北の丸地区に建設中であり、  
二月中には完成し、三月には移転、六月には開館記念の「世界現代  
美術展」(三、七四二万円)が開催されることになっている。新館は  
現在の京橋の美術館の約三・二倍の広さを持ち、常陳部門と企画展  
部門の二つのスペースを持つことになっている。そのために前年度  
五人の増員をみたが、来年度も三人の増員をみた。また新館整備関  
係の経費二、三三三万円、美術作品購入費一、八〇〇万円、戦後米  
軍に没収された有名な「山下パール会見」や「シンガポール最  
後の日」などを含む米戦争絵画一五四点の送還経費九六四万円な  
ど計一億二、七七八万円を計上した。また特筆すべきことは、新館  
移転後の京橋の施設を転用して国立フィルムセンターを設置する  
要求をしていたが、独立の機関としては認められなかったが、東京  
国立近代美術館の一部として、京橋施設を専用してフィルムセンタ  
ーが設置されることになった。そのための人員増三名、改装費二、

喜びもつかの間、国会審議の渋滞と教育三法案の審議阻止のあおり  
を食って、著作権法案も遂に上程の機会を逸することになった。こ  
のような事情のもとに今次第六十一回国会には是非提案されるよう  
準備中である。著作権関係の来年度予算は新著作権法の施行を昭和  
四十五年一月からと予定している。著作権制度の改正に伴う著  
作権紛争解決あっせん委員(三人)の設置二七万円、著作権法施行  
七十周年記念事業費三〇万円を新規に計上したほかは著作権講習会  
開催費や改正事務費、審議会経費等ほぼ前年同額を計上し、総計五  
二〇万円である。

また国語の改良と普及については、国語施策の検討として、国語  
施策に対する意見調査一〇三万円、全国四か所で行なう公聴会の開  
催七四万円、資料の作成八三万円といずれもほぼ前年同額を計上  
し、国語教育の振興としては研究協議会の開催二六万円、調査資料の  
作成一五三万円もほぼ前年同額計上したが、近時特に重要性を増し  
つつある外国人に対する日本語教育については、教材の作成を充実  
し、映画とともにオトスライドの作成も考え四六五万円を計上、  
その他、日本語教育機関の調査一〇〇万円、研修会の開催九一万円  
を計上した。外国人に対する日本語教育を推進するための基本的体  
制として、国立国語研究所に日本語教育研究部を設置することが必  
要であると考え、昨年につづき、本年も新設の予算要求を行なった  
が、認められなかった。国語の改良問題について、国語審議会の審  
議が活発になってきたので、専門調査員を置く経費を四八万円増額  
計上した。国語関係の予算は総額一、三三〇万円である。

宗教行政の充実については、宗教調査ならびに資料の収集作成の

〇九九万円、その他運営費二、三五三万円が計上され、ここにわが  
国の劇映画の名作や文化映画、ニュース映画それに図書資料が保存  
整備され、映画の研究と活用のための中心施設が誕生することな  
った。

京都国立近代美術館では、作品購入費一、八〇〇万円、特別展  
「東洋染織展」五〇〇万円等計三、七八二万円を計上。

国立西洋美術館では、開館十周年記念特別展「十八世紀フランス  
美術展」三、七八〇万円、作品購入費五、〇〇〇万円等計一億四七  
六万円を計上。

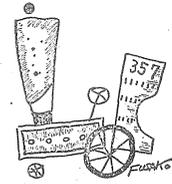
国立国語研究所では、日本語教育研究部と文字音声実験研究室の  
新設を力点に予算要求を行なったが、ともに認められなかったの  
で、他は一般研究、特別研究(語彙調査、就学前児童の言語能力調  
査等)等ほぼ前年同額で総計六、五八〇万円を計上。

日本芸術院については、会員手当を部長、会員ともそれぞれ一〇  
万円増額し、八、五二〇万円を、芸術院賞も一点二〇万円を三〇万  
円に増額し四二〇万円を計上、受賞記念購入作品の補修費三〇〇万  
円を新規に計上、また美術品収蔵庫新嘗八〇〇万円も計上、総計一  
億六五二万円を計上した。

以上が文化庁ならびにその附属機関の昭和四十四年度の予算概要  
である。

(文化庁文化部長)

# 文化財保護の推進



内山 正

激化する開発とめざましい近代化の中で、先人から受け継いだ文化財を守り伝え、新しい世代の文化創造に役立たせたいという事は現代に生きる者の使命である。文化庁が発足して二年目に当たる昭和四十四年度においては、その基本施策の一つである文化財保護の推進についても、そのことの今日的意義にかんがみ行政施策の充実強化を期さなければならぬ。

昭和四十四年度の文化庁予算のうち文化財保護関係予算は、四十一億一千二百万円の前年度三十六億三千四百万円に対し四億七千八百万円（一三%強）の増額となっている。その特色ともいえるべきものをあげれば、史跡等の保存対策としての土地の買上げや環境整備および指定建造物の防災施設補助金の大幅な増額、飛鳥、藤原宮跡の発掘調査費、東京国立文化財研究所第二庁舎の新営工事費等の新規計上、明治文化財、小笠原の天然記念物の調査などがある。重点事項を中心に新年度の文化財保護施策を展望してみよう。

## 一 国宝、重要文化財の保存修理の促進

建造物の修理は明治時代から着々と進められてきたが、現在指定されている建造物二、三五〇棟のうち大部分が木造建築であるために、常時、解体、半解体修理または屋根葺き、部分修理等の手当を順繰りに継続して行かなければならない。明年度は前年度比八%増の六億一千百万円の補助金を計上し、継続、新規あわせて約九十件に及ぶ修理を予定している。

美術工芸品で国宝・重要文化財に指定されているものは八千二百点余に及ぶが、これらのうち今後修理を要するものはなお二千点余と考えられる。美術工芸品の修理費補助は前年度比八%増五千百万

円で、七十数件の修理を予定している。建造物や美術工芸品の修理は特殊な技術が必要とするが、修理技術者の数は限られていて、年間工事費を飛躍的に増大させることができないという特殊事情もあり、可能な限りで修理の促進をはかって行く必要がある。一方、この種修理技術者の養成は緊急に検討すべき課題である。

## 二 国宝、重要文化財の防災施設の強化

国宝、重要文化財に指定された建造物や美術工芸品は、その材質上からも、わが国の高温多湿な気候条件からも防災対策がとくに必要であり、盗難や火災など人為的災害の防止措置も必要である。しかるに、防災施設を施すべきものうちまだ措置されていないものが大半であるというのが現状である。

防災施設の来年度補助金は、建造物関係では、前年度に比し一億一千万円（三九・五%）増の三億八千八百万円、美術工芸品関係では保存施設、収蔵庫を含めて一億九百万円となっている。

とくに建造物については、消防法施行令の改正によって、文化財建造物について設置を義務づけられた自動火災報知器の全面設置を促進することに重点をおき、建造物の初期的防災施設だけは一挙に整備して行く予定である。また、この中で史跡に指定されている建物についても考慮する。

美術工芸品の防災の手段として、美術工芸品の所在している社寺等の建物の防災施設を整備することと宝物の保存庫または収蔵庫を設置してこれに収納する方法を講じてきた。これらの防災事業のための補助金は、前述のとおり約一億九百万円で、このうち唐招提寺

等の規模の大きい収蔵庫建設補助金五千九百七十万円が見込まれている。

## 三 史跡、埋蔵文化財保護対策の強化

最近の経済成長に伴う各種開発はますますその規模が広がりテナポがはやまっている。都市開発、宅地造成、交通網の整備、観光地の開発、工場その他産業施設の整備拡充あるいは農業構造改善事業による農村開発、山村の振興開発などの各種の開発の激化によって、文化財とりわけ土地に関係の深い史跡や埋蔵文化財の保護対策の強化の必要にせまられている。文化財の保護を開発に対する防衛として対立的にとらえがちであるが、歴史を築き上げてきた文化的遺産、これを育んできた自然や風土を開発の全体計画の中に取り入れてこそ、真の人間のよりよい生活のための開発であることを考えなければならぬ。史跡、埋蔵文化財の保護対策が今日の文化財保護行政の中心的課題となっているのもこの現状認識から出てくるわけである。

史跡の買上げ 国では指定された史跡を保護するとともに、開発等によってこわされようとしている遺跡のうち重要なものを緊急に史跡に指定して保存の措置を講じているが、法律による規制だけではどうしても保存が困難な場合が多い。どうしても保存すべき重要な場所は、これを地方公共団体に買上げて公有地として保存の措置を考えるより方策がなく史跡の土地買上げ補助金の要望は年々急増している。このための国の補助金は、四十一年度一億五千万円、四十二年度二億九千七百万円、四十三年度三億八千三百万円、明年度は一億八千万円増の五億六千三百万円が計上されている。四七%

という飛躍的増額によって、この事業はいっそう強化されることになる。現実には土地買上げの必要にせまられてはいるものを推算すると六十数億円の補助金が必要とみられ、年次計画も容易にはたてがたい実情である。多賀城跡、武蔵国分寺跡などははじめとする前年度からの買上げが数多く継続されるほか、新規の買上げ補助を実施する予定である。

なお、土地買上げ事業に関し一つの難点となっている譲渡所得税の問題は、土地税制の改正によって明年度からわずかながら減税の方向で改められることになっている点も注目される。

**史跡の環境整備** 荒廃のまま放置されがちな史跡を、国民が広くその歴史的価値を認識し、しかも自分たちのものとして活用しうる形に整備することは今日の史跡保護の一方である。整地、芝張、植栽、基壇の整備等を行ない、緑地や史跡公園として都市計画の中にもとり入れるというやり方である。このような環境整備の補助金は、明年度は四千万円増の九千八百万円となっており、継続二十二件のほか新規の着手も考えている。

古墳や城跡などの遺跡を含む地域の自然環境の中に、資料館や民家集落などを点在させて、文化財をその地方の特色ある風土とともに一体的に保存し活用しようといういわゆる「風土記の丘」の建設も、前年度から継続の和歌山県岩橋千塚のほかにも新規に富山県立山地方、滋賀県安土地方の二か所に対する補助を予定している。

**埋蔵文化財の保護** 開発の進行に伴い年々増加する緊急事態に対応するための緊急発掘調査および新幹線、縦貫道路等の建設に備える分布調査などの調査費補助、埋蔵文化財収蔵庫建設補助金として計七千万円を計上し、埋蔵文化財の保護対策を強化する。一方

のみが計上されているが今後このための発掘体制は逐年強化する必要がある。明年度は十年計画の第一年度として、藤原宮跡等約二万三千平方メートルの調査を実施する予定となっている。

## 五 無形文化財の保護

重要無形文化財の保持者（現在六十名）に対する特別助成金を交付するほか無形文化財の保存対策としては、地方公共団体や適当な団体に対して伝承者の養成およびわざの公開のための補助を行なうとともに、文化庁みずからわざの記録の作成、資料の買上げ等を行なう。

衰亡のおそれの強い人形浄瑠璃文楽を保存するため昭和三十八年以来財団法人文楽協会に対して行なってきた助成を新年度はさらに強化し、二百万円増の一千九百万円を交付する。

また、重要無形文化財時絵、沈金の伝承者養成事業を行なっている輪島市に対して、漆芸研修所の建築費の補助として一千万円を新たに計上し、この事業の今後の充実を図る。

前年度に続く無形文化財の調査として盲僧琵琶、餅の調査を予定しているが、新規の計画として、わが国古来の伝統芸能の表現に不可欠な用具（楽器、衣裳、面等）に関する技術の調査に着手する。このため九十万円が新規計上されている。

国立劇場に対する管理運営費の補助は、前年度に比し、四千七百万円増の四億六千九百万円が計上され、一般管理運営のほか伝統芸能の養成事業の強化、舞台機構のオーバードールの実施などが考えられている。

また、都道府県などの埋蔵文化財担当者の充実を勧奨するとともに、発掘技術の講習会を前年同様平城宮跡で実施し発掘体制の強化につとめた。

## 四 平城宮跡の保存と飛鳥、藤原宮跡の発掘調査

平城宮跡は最も貴重な遺跡である。これを都市開発から守るため、昭和三十八年以来宮跡内の民有地を国で買上げをはじめ、四十三年度までに既指定地一キロ四方の買収を終了した。しかし、最近の発掘調査の結果宮跡が東側に張出していること及びこの地域が称徳天皇の玉殿のある東院跡であることが確認されたので、国道二十四号線のバイパス予定を変更し、この地域を既指定地域と一体的に保存する必要が生じた。このため四十四年度から、とりあえず二年計画で既指定地東接部分バイパス予定地までの土地の買上げを行なうこととし、明年度一億八百万円を計上している。

買上げずみの指定地の整備については、三十八年度以来、管理団体である奈良県に補助金を交付して全域の除草、整地等一応の整備のほか第二朝堂院跡の基壇の修復、芝張り、植栽等を行なってきたが引き続きこれを実施するとともに、国においても水路改修、仮道路の建設等を行ない保存整備を促進する。また、宮跡内に本年度の収蔵庫建設に続いて明年度は展示室を建設する予定である。

奈良国立文化財研究所による発掘調査は、約五万八千平方メートルを予定している。

飛鳥、藤原宮跡の発掘調査はかねて緊急を要する問題として懸案になっていたが、ようやく、新年度から奈良国立文化財研究所によって計画的に実施することになった。来年度は一千万円余の調査費

## 六 文化財の特別調査等の実施

文化財の特別調査としては、文化財集中地区調査（白山地区）、民家調査、奥吉野の動植物調査、無形文化財としての盲僧琵琶、餅の調査などを前年度同額の予算の範囲で実施するが、新年度は特に、明治文化財の調査を促進拡充し、新規の調査としては、前述の芸能用具の調査のほか小笠原諸島の調査・装飾古墳の保存対策の調査研究、記念物指定地域の再検討のための調査などを予定している。

**明治文化財の調査** 明治以後のわが国の美術、建築は西欧様式の影響をうけて大きな変化を示してきたが、明治の洋風建築、絵画彫刻は近代日本の芸術として価値の高いものが少なくない。今日、重文に指定されているものは洋風建築で二七件（三〇棟）、絵画彫刻では一六件に過ぎず、近代作品の指定保存は古い文化財に比して著しく立ちおくれしている。明年度においては、明治時代の文化財の指定保存を促進するため、百万円の調査費を計上し、美術品および建造物の調査を計画的に実施する。

**装飾古墳の保存対策の調査研究** 北九州地方に多い装飾古墳は、その大部分が地下水、降雨、結氷、カビなど自然現象により石材の風化、崩壊、彩色の剝落などの危険にさらされている。文化庁では補助金を交付して保存や修理の措置を施してきたが、明年度は、抜本的な保存対策を樹立するために、新規に百五十万円を計上して、科学的調査研究を専門学者に委託実施することとしている。

**小笠原の特別調査** 小笠原諸島は大陸から遠く、かつ、海流の直接の影響を受けないため、この諸島で独自の進化をとげた生物が多く、生物進化上貴重な島々であるといわれる。小笠原の今後の開

發に先立ち、早急にこの島々の貴重な動植物等の保護地域の設定および保護方策を検討するため、四十四年度は父島、母島、鯉島各列島につき調査を行なう。

記念物指定地域の再検討 史跡や名勝天然記念物の中には数十年前に指定されたものも多く、それらの中には、その後事情が著しく変化し、都市周辺で広い面積を維持しがたいものや、長年月の間に土地の状況の変化したもの、動植物で生息状況や繁茂地の変化したもの、指定後の考古学的調査で指定地域が妥当でないことが判明したものなどがあり、指定地域の再検討が必要である。明年度は、これらの再検討を要するものについて、計画的に調査し、実測図を作つて、保存すべき部分を明確にし、今後の保存措置の徹底を期して行きたい。

#### 七 国立博物館、国立文化財研究所の整備

東京国立博物館では、昨年十月開館した東洋館の事業の充実をはかることを重点にするとともに本館の施設設備を整備する。京都国立博物館は新年度は新館の設備整備だけにとどめ、改修の終わった旧館を展示館として活用するための懸案である冷暖房の設備は将来にもちこされる。奈良国立博物館の新陳列館の建設は四十三年度予算を繰越して着工し、本格的工事は四十五年度にもちこされる予定である。

国立博物館の特別展としては、東京では日本考古展、京都では中世障屏画と画中画展、日本国宝展（読売新聞社と共催）、奈良では、奈良時代写経展、例年の正倉院展などが予定されている。

東京国立文化財研究所では、美術、芸能、保存科学の三部門によ

る基礎的調査研究活動が続けられているが、明年度保存科学部及び芸能部を収容する第二庁舎の新營が決定し、一億四千二百万円が計上されており、東京国立博物館構内の現在の保存科学部庁舎に接して建設される。奈良国立文化財研究所では、平城宮跡の発掘調査と併行して、新年度から飛鳥、藤原宮跡の調査に着手することになり大きな課題と取り組むことになる。また、平城宮跡において、前年度の収蔵庫に引続き、一億三千万円で展示室の新營が予定されている。

#### 八 文化財の普及と愛護心の高揚

文化財はひろく国民すべてがその価値を認識して、国民全体の財産としてこれを守り伝える義務がある。文化財の価値を広く知らせるとともに、これを愛護する心を高揚するために、文化財の公開について措置を講じ、映画、スライド、出版物等を作成するほか、文化財愛護地区の設定などの事業を行なっているが、明年度はこの文化財保護推進大会を開催して文化財保護の推進高揚をはかりたい。

また、日本古美術の海外紹介のため、スイスおよび西ドイツにおいて日本古美術展の開催を予定し、このための経費九百四十万円を計上している。

(文化庁文化財保護部長)

編集後記

○今年も予算期を迎え、本号では例年のとおり「昭和四十四年度文部行政の展望」を特集いたしました。まず、昭和四十四年度の文教施策全般について、官房長からその特色と重点について述べていただき、次いで初等中等教育の「父兄負担の軽減」の施策をはじめとして各局課の主要施策について、それぞれ担当の方々に解説をお願いしました。

○昭和四十四年度の文部省所管の予算要求額の純計は七千八百八十八億六千七百円であり、前年度予算額に比べて二・三%の伸び率となっております。その内容も教育、学術、文化の各分野にわたって従来からの各般の施策の拡充を進め、新規施策をも展開するものとなっております。

○昭和四十四年度における文教施策の進展が大いに期待されます。

中等教育の今後の方向

平塚 益徳

▽座談会△

能力、適性等に於ける教育

(出席者)

鈴木 清・黒羽亮一・星川光男

宇留田敬一・奥田真丈

(司会)

吉住伝吉

中学校教育課程改訂の概要

奥田 真丈

社会科公民的分野の考え方

梶 哲夫

理科教育の現代化

宇井 芳雄

〔調査資料〕

学校卒業者の進路状況に関する調査

大臣官房調査課

〔特殊法人紹介〕 学徒 援護会

〔随 想〕

弘前大学長 柳川 昇

〔連載第18回〕 人物を中心とした福井県教育郷土史

MEJ 5100

月刊『文部時報』

3月号 第1100号

著作権  
所

文 部 省

昭和44年3月5日 印刷  
昭和44年3月10日 発行

発行所 株式会社 帝国地方行政学会  
 本社 東京都中央区銀座7丁目4番12号  
 (郵便番号 104)  
 (営業所) 東京都新宿区西五軒町52番地  
 (郵便番号 162)  
 電話 東京(268)2141 (代表)  
 振替口座 東京161番  
 印刷所 株式会社 行政学会印刷所

定価 80円  
 年間購読料 960円

\* ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。  
 \* なお、購読の申し込みは、直接営業所またはもよりの書店にお願いします。